平成２９年（フ）第６１１号
堺市堺区百舌鳥夕雲町２丁411番地２
破産者　山口　　榮
1　決定年月日　平成30年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９５１号
堺市美原区多治井800番地１
破産者　上之谷千代
1　決定年月日　平成30年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１２４号
兵庫県西宮市里中町３丁目３番11―203号、前住所兵庫県西宮市田中町３番１―1205号
破産者　辻本　浩子
1　決定年月日　平成30年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６２２号
兵庫県芦屋市大東町14番16―110号、前住所兵庫県芦屋市西蔵町11番３―101号
破産者　上田惠美子
1　決定年月日　平成30年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２１８号
奈良県橿原市西池尻町105番地の５　Ｔ＆Ｗ11号
破産者　川村　朋子
1　決定年月日　平成30年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第４５号
和歌山県田辺市上秋津1671番地
破産者　藪　　雅行
1　決定年月日　平成30年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２９年（フ）第５０号
和歌山県田辺市下万呂631番地の３
破産者　井戸　良和
1　決定年月日　平成30年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２９年（フ）第７４８号
広島市安佐南区上安５丁目３番17―102号県営住宅
破産者　久留須整体院こと　久留須浩次
1　決定年月日　平成30年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１７号
大分県別府市石垣西９丁目１番51号　フレグランスソフィアＢ101号、開始決定時の住所大分県別府市大字南立石2270番地の４　ドゥペール観海寺102号
破産者　向井　敏一
1　決定年月日　平成30年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１６号
岩手県釜石市甲子町第10地割78番地10
破産者　渡部　　稔
1　決定年月日　平成30年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２９年（フ）第２１７号
神奈川県横須賀市三春町５丁目81番地　サンノーマンション206号
破産者　中西　　靖
1　決定年月日　平成30年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第４０５号
新潟市中央区女池３丁目60番８号
破産者　鹿島　里香
1　決定年月日　平成30年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４２８号
新潟市東区小金町３丁目７番21号
破産者　榎本　茂喜
1　決定年月日　平成30年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１６９号
愛知県西尾市一色町一色中屋敷83番地
破産者　原田　昭高
1　決定年月日　平成30年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３３１号
愛知県豊田市神明町２丁目52番地　プリンセス豊田305号、前住所愛知県豊田市深見町広表561番地１　サンポルシェ205号
破産者　神谷　春生
1　決定年月日　平成30年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３６８号
愛知県岡崎市上里３丁目17番地21　ヴィラセレーナ　Ｄ―203
破産者　三河屋康兵衛こと　金子　幸三
1　決定年月日　平成30年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３７７号
愛知県安城市横山町大山田中７番地１　ロイヤルハイム岡田302、前住所愛知県安城市横山町下毛賀知151番地　コントアⅡ．Ｂ―202
破産者　岩本　和貴
1　決定年月日　平成30年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３８０号
愛知県岡崎市竜美南３丁目１番地16　マンションヒルトップ101、前住所愛知県岡崎市藤川荒古１丁目７番地３　ブリーゼ102
破産者　永田　淳平
1　決定年月日　平成30年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係